

報告第37号

専決処分について報告の件

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成31年2月5日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

請負契約額の変更

町は、請負契約の額を次のとおり変更する。

- 1 工 事 名 雄馬別第1幹線排水路(雄馬別1)災害復旧工事(H29繰越)
- 2 工 事 場 所 芽室町 雄馬別
- 3 契 約 金 額 変更前 55,944,000円
変更後 55,803,600円
- 4 契約の相手方 芽室町東3条1丁目7番地
丹野建設株式会社
代表取締役 丹野 泰彦
- 5 工 期 自 平成30年 4月 2日
至 平成30年12月14日
- 6 工 事 概 要 雄馬別第1幹線排水路災害復旧(雄馬別1)
連結ブロック工、特殊かご、法面復旧、すり付け工
産業廃棄物処理、仮設工
- 7 工事変更内容 現地精査に伴う数量の変更、特殊かごの規格の変更
平成30年12月10日 専決処分

説 明

雄馬別第1幹線排水路(雄馬別1)災害復旧工事(H29繰越)について、工事請負契約書第19条の規定により請負契約額について変更契約を締結したものであります。